**○四国地方整備局告示第五十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三十三号及び四百四十号 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四二一番一地内から同町下野尻乙二〇〇番二地先まで | 四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所 |

**○四国地方整備局告示第五十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三十三号 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八〇五七番から同町柳井川鉢八〇六〇番まで | 四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所 |

**○四国地方整備局告示第五十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百三十九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 高知県吾川郡仁淀川町崎ノ山字サキノハエ一二一番三から同町崎ノ山字サンノヲ一七一番一まで | 前 | 一三・一メートル～三三・七メートル |
| | 後 | 二六・一メートル～四四・五メートル |
| 高知県吾川郡仁淀川町峠ノ越字シノベノハナ二四一番一から同町峠ノ越字カガイシ二三九番五まで | 前 | 一七・八メートル～二六・四メートル |
| | 後 | 二五・五メートル～六四・〇九メートル |
| 高知県吾川郡仁淀川町峠ノ越字カガイシ二三九番五から同町峠ノ越字ヲスノウ子二三一番二まで | 前 | 一一・三七メートル～一五・七八メートル |
| | 後 | 一一・三七メートル～四〇・八四メートル |

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

# 官庁報告

## 官庁事項

**関東地方整備局公示**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和７年10月31日

関東地方整備局長　橋本　雅道

1　河川の名称　利根川水系中川

2　廃川敷地等が生じた年月日　令和７年10月31日

3　廃川敷地等の位置　埼玉県吉川市木売２丁目13番４から同市大字平沼字川端38番６まで

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地11.855平方メートル

（図面省略）

**北陸地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　北陸地方整備局長　高松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 占用を制限する区域

| 区域 | 備考 |
|---|---|
| 羽咋市四柳町ヘ四六番から同市飯山町ホ七七番一まで | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |

(四) 制限の対象とする占用物件　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五) 占用を制限する理由

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月一日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**四国地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 占用を制限する区域

| 区域 | 備考 |
|---|---|
| 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川鉢八〇五七番から同町柳井川字鉢八〇六〇番まで | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |

(四) 制限の対象とする占用物件　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五) 占用を制限する理由

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月三十一日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所